

日影規制について(建築基準法第56条の2第1項の規定に基づき秋田県建築基準条例で指定している内容)

地域又は区域	制限を受ける建築物	平均地盤面からの高さ	容積率	敷地境界線からの水平距離が10m以内の範囲における日影時間	敷地境界線からの水平距離が10mを超える範囲における日影時間
第一種低層住居専用地域、 第二種低層住居専用地域又は 田園住居地域	軒高7m超 又は 階数3以上(地階除く)	1.5m	50%	3時間 (道の区域内にあっては、2時間)	2時間 (道の区域内にあっては、1.5時間)
			60%、 80%	4時間 (道の区域内にあっては、3時間)	2.5時間 (道の区域内にあっては、2時間)
			100%、 150%、 200%	5時間 (道の区域内にあっては、4時間)	3時間 (道の区域内にあっては、2.5時間)
第一種中高層住居専用地域又は 第二種中高層住居専用地域	高さ10m超	4m	100%、 150%	3時間 (道の区域内にあっては、2時間)	2時間 (道の区域内にあっては、1.5時間)
			200%、 300%	4時間 (道の区域内にあっては、3時間)	2.5時間 (道の区域内にあっては、2時間)
			400%、 500%	5時間 (道の区域内にあっては、4時間)	3時間 (道の区域内にあっては、2.5時間)
第一種住居地域、 第二種住居地域又は 準住居地域	高さ10m超	4m	100%、 150%	4時間 (道の区域内にあっては、3時間)	2.5時間 (道の区域内にあっては、2時間)
			200%、 300%、 400%、 500%	5時間 (道の区域内にあっては、4時間)	3時間 (道の区域内にあっては、2.5時間)
近隣商業地域又は 準工業地域	高さ10m超	4m	100%、 150%、 200%	5時間 (道の区域内にあっては、4時間)	3時間 (道の区域内にあっては、2.5時間)
用途地域の指定のない区域	高さ10m超	4m	200%	5時間 (道の区域内にあっては、4時間)	3時間 (道の区域内にあっては、2.5時間)

指定根拠:秋田県建築基準条例より

本庁舎(横手市中央町8番2号) 北緯 39度18分49秒, 東経 140度33分59秒

真北:磁北 東へ8° 20' (横手本庁) 磁気図2015.0年値より